

4月1日から 下水道が使える区域が広がります

4月1日より、神明町、湯山町、田戸町の一部が新たに下水道の使用できる区域になります。わたしたちは日常生活や社会活動のなかで、いろいろな形でたくさん水を使っています。いったん使われた水は汚れてしまい、これをそのまま流してしまうと生活環境は悪くなり、川や海も汚れていくばかりです。

下水道はこうした汚れた水を集め、きれいな水にみみがえらせる機能を持ち、わたしたちが健康で文化的な生活を営むためには、必要不可欠な施設です。下水道が使用できる区域は、下水道への接続が義務付けられています。未接続のままでは、水路などの汚濁が解消されず、周囲の方に迷惑がかかります。また、将来の子どもたちに豊かな水環境を残すために、くみ取り式便所の方は3年以内に、それ以外の方は速やかな接続をお願いします。

使用できる区域は9ページの図のとおりです。詳しくは問い合わせてください。

接続工事（排水設備工事）の申し込みは
排水設備工事の見積り・施工などに関する相談は「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。

指定工事店は、法律などで定められた基準に適合した工事を施工するために、必要な知識と技術をもっており、工事に関する手続きについても、皆さんのお手伝いができるように、市が指定している業者です。
※排水設備工事は指定工事店しかできません。

※指定工事店については、上下水道グループへ問い合わせてください。なお、工事店一覧が市ホームページに掲載してありますので、確認することができます。

排水設備改造資金の融資あつせん

下水道を使用するには、トイレをはじめとする屋内の排水設備を改造することが必要になり



ます。この改造工事が皆さんの負担とならないよう、市では金融機関から無利子で改造資金の融資が受けられるように「水洗便所改造資金融資あつせん制度」を設けています。
融資金額 公共下水道に接続するトイレが
・1か所の場合：60万円まで
・2か所の場合：80万円まで
・3か所以上の場合：100万円まで
利子 無利子（利子分は市が負担します）
返済方法 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等の方法で毎月支払いしていただきます。元金の返済期間は60か月以内です。

対象となる方 下水道が使用できることとなった日から3年以内（排水設備工事（新築は除く）を行う方で、次の条件をすべて満たしている方に限ります）
①市税、水道料金および受益者負担金を滞納していないこと
②返済能力を有すること。（金融機関の審査があります）
③連帯保証人が1人いること。
取扱金融機関 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店
申込方法 排水設備工事の契約時に指定工事店に融資あつせんを希望する旨を伝え、排水設備等確認申請書と同時に書類を提出してください。

雨水貯留・浸透施設 設置奨励補助金制度 をご利用ください

近年、市内でも都市化が進み、特に市街地では、雨水が地中にしみこむ場所の減少により、地表に流れ出す量が増加してきています。

そこで、雨水の流出を抑制することができる「雨水貯留・浸透施設」を設置することにより、さまざまな効果をもたらすことができますので、ぜひご利用ください。

対象 市内の宅地などに雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置する方
期待される効果
・雨水を一時的に貯留することにより、河川の急な増水を軽減します。
・雨水を浸透させることにより、地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。

・貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができます。水資源の節約になります。

新たに下水道が使用できる区域

- ・神明町一丁目の一部
- ・田戸町五丁目の一部
- ・湯山町二丁目の一部



補助対象施設と補助金額

補助対象施設		補助金額
区分	規格	
貯留槽（雨水タンク）	容量200リットル以上	1基当り22,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透ます	内幅20cm以上	1基当り6,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透管	内径5cm以上	1m当り1,300円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
透水性舗装	路盤材厚10cm以上	1㎡当り1,100円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浄化槽転用貯留槽	浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合	転用費用の2/3の金額で、100,000円を上限とした金額

※貯留槽（雨水タンク）、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。
※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。

問合せ先

市役所 上下水道グループ
☎52-1111（内線291・292）